

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	平成24年11月16日
【会社名】	株式会社 梅の花
【英訳名】	UMENOHANA CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 梅野 重俊
【本店の所在の場所】	福岡県久留米市天神町146番地
【電話番号】	0942(38)3440（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長兼経営計画室長 上村 正幸
【最寄りの連絡場所】	福岡県久留米市天神町146番地
【電話番号】	0942(38)3440（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長兼経営計画室長 上村 正幸
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権付社債
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 2,259,675,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年11月14日付で提出いたしました有価証券届出書につきまして、内容の一部訂正を要する箇所が、また一部に記載漏れによる誤りがありましたので、当該事項を訂正、追加及びそれに伴う記載事項の一部の訂正をするため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行転換社債型新株予約権付社債
- 3 新規発行による手取金の使途

募集又は売出しに関する特別記載事項

第3 第三者割当の場合の特記事項

- 3 発行条件に関する事項
- 5 第三者割当後の大株主の状況

3【訂正内容】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行転換社債型新株予約権付社債】

(訂正前)

銘柄	株式会社梅の花第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」という。）
記名・無記名の別	記名式とし、新株予約権付社債券を発行しない。
券面総額又は振替社債の総額	金2,259,675,000円
各社債の金額	金2,259,675,000円
発行価額の総額	金2,259,675,000円
発行価格	本社債の額面100円につき金100円。 ただし、本付属新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
利率	本社債に利息は付さないものとする。
償還期限	平成27年12月3日
償還の方法	<p>(1) 償還金額 額面100円につき金100円で償還する。</p> <p>(2) 償還の方法及び期限 本社債は平成27年12月3日にその総額を償還する。ただし、繰上償還の場合は、<u>本欄(2)項</u>号に定める金額によるものとする。</p> <p>— 特別事由による繰上償還 <u>本新株予約権付社債の社債権者（以下、「本新株予約権付社債権者」という。）</u>は、以下に定める事由が生じたとき、当該事由が生じた日後いつでも、その選択により、当社に対し、あらかじめ書面により通知し、当該通知日から30日以上60日以内の日を償還日として、その保有する本社債の全部を、募集社債の金額と同額で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有するものとする。</p> <p>() 特定組織再編行為 特定組織再編行為（以下に定義する。）が当社の株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会で決議された場合）において、特定承継会社等（以下に定義する。）の普通株式がいずれの金融商品取引所にも上場されないとき 「特定組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割（特定承継会社等が本社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。）又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。 「特定承継会社等」とは、当社による特定組織再編行為に係る吸収合併存続会社若しくは新設合併設立会社、吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転完全親会社又はその他の日本法上の会社組織再編手続におけるこれらに相当する会社のいずれかであって、本社債に基づく当社の義務を引き受けるものをいう。</p>

	<p>() 上場廃止事由 上場廃止事由(以下に定義する。)が生じ、かつ継続している場合 「上場廃止事由」とは、当社普通株式(組織再編行為に伴い、承継会社等に当社の本新株予約権付社債上の義務が承継される場合には、承継会社等の普通株式)が日本のいずれの金融商品取引所においても上場されなくなった場合をいう。</p> <p>() 支配権の変動 支配権変動事由(以下に定義する。)が生じた場合 「支配権変動事由」とは、特定株主グループ(当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。))の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に定義する株券等保有割合をいう。)が50%超となった場合をいう。</p> <p>(3) 本欄に定める償還すべき日(本欄第(2)項 号の規定により本社債を繰上償還する日を含み、以下、「償還期日」という。)が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(4) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。当社は本新株予約権付社債を買い入れた場合、直ちに本社債を消却するものとし、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権は消滅する。また当該本新株予約権付社債についての本社債又は当該本新株予約権付社債に付された本新株予約権の一方のみを消却することはできない。</p>
募集の方法	第三者割当の方法によりエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社に全額を割り当てます。
申込証拠金	該当事項はありません。
申込期間	平成24年12月1日から平成24年12月2日
申込取扱場所	株式会社梅の花 管理本部
払込期日	平成24年12月3日
振替機関	該当事項はありません。
担保	本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	<p>(1) 担保提供制限 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で発行する他の新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。</p> <p>(2) 担保付社債への切替 当社は、社債権者集会の承認を得た上で、いつでも本新株予約権付社債権保全のために担保付社債信託法に基づき担保権を設定することができる。 当社が本欄(1)項又は(2)項 号により本新株予約権付社債のために担保権を設定する場合は、当社は、直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。</p> <p>(3) 担保提供制限に係る特約の解除 当社が、本欄(1)項又は(2)項 号により本新株予約権付社債のために担保権を設定した場合は、以後、同(1)項は適用されない。</p>
財務上の特約(その他の条項)	該当事項はありません。

< 中略 >

（本新株予約権付社債に関する事項）

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 当社は単元株制度を採用しておりません。
< 中略 >	
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合は、当該組織再編行為を原因とする本社債の繰上償還を行う場合を除き、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「承継会社等」という。）の新株予約権で、本号に定める内容のもの（以下、「承継新株予約権」という。）を交付する。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債についての社債に係る債務は承継会社等に承継され（承継会社等に承継された本社債を、以下、「承継社債」という。）、本新株予約権の新株予約権者は、承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。ただし、吸収分割又は新設分割を行う場合は、その効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して当該本新株予約権に代えて承継会社等の承継新株予約権を交付し、承継会社等が本社債についての社債に係る債務を承継する旨を、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する承継会社等の承継新株予約権の数 組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本社債の社債権者が保有する本社債に係る本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 承継新株予約権の目的たる承継会社等の株式の種類 承継会社等の普通株式とする。</p> <p>(3) 承継新株予約権の目的たる承継会社等の株式の数 行使請求に係る承継新株予約権が付された承継社債の額面金額の合計額を本号に定める転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>(4) 承継新株予約権付社債の転換価額 承継新株予約権付社債（承継新株予約権を承継社債に付したものをいう。）の転換価額は、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに受領できるように定めるものとする。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権の転換価額は、本項第(10)号の調整に準じた調整を行う。</p> <p style="text-align: center;">< 後略 ></p>

（注）1～7（略）

(訂正後)

銘柄	株式会社梅の花第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」という。）
記名・無記名の別	記名式とし、新株予約権付社債券を発行しない。
券面総額又は振替社債の総額	金2,259,675,000円
各社債の金額	金2,259,675,000円
発行価額の総額	金2,259,675,000円
発行価格	本社債の額面100円につき金100円。 ただし、本付属新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
利率	本社債に利息は付さないものとする。
償還期限	平成27年12月3日
償還の方法	<p>(1) 償還金額 額面100円につき金100円で償還する。</p> <p>(2) 償還の方法及び期限 本社債は平成27年12月3日にその総額を償還する。ただし、繰上償還の場合は、本欄(2)項 号及び 号に定める金額によるものとする。</p> <p><u>プットオプション条項による繰上償還</u> <u>本新株予約権付社債の社債権者（以下、「本新株予約権付社債権者」という。）は、平成26年12月3日（当該日に限る。）に、当社に対し、その保有する本社債の全部を、募集社債の金額と同額で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有するものとする。</u></p> <p>— 特別事由による繰上償還 本新株予約権付社債権者は、以下に定める事由が生じたとき、当該事由が生じた日後いつでも、その選択により、当社に対し、あらかじめ書面により通知し、当該通知日から30日以上60日以内の日を償還日として、その保有する本社債の全部を、募集社債の金額と同額で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有するものとする。</p> <p>() 特定組織再編行為 特定組織再編行為（以下に定義する。）が当社の株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会で決議された場合）において、特定承継会社等（以下に定義する。）の普通株式がいずれの金融商品取引所にも上場されないとき 「特定組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割（特定承継会社等が本社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。）又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。 「特定承継会社等」とは、当社による特定組織再編行為に係る吸収合併存続会社若しくは新設合併設立会社、吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転完全親会社又はその他の日本法上の会社組織再編手続におけるこれらに相当する会社のいずれかであって、本社債に基づく当社の義務を引き受けるものをいう。</p>

	<p>() 上場廃止事由 上場廃止事由(以下に定義する。)が生じ、かつ継続している場合 「上場廃止事由」とは、当社普通株式(組織再編行為に伴い、承継会社等に当社の本新株予約権付社債上の義務が承継される場合には、承継会社等の普通株式)が日本のいずれの金融商品取引所においても上場されなくなった場合をいう。</p> <p>() 支配権の変動 支配権変動事由(以下に定義する。)が生じた場合 「支配権変動事由」とは、特定株主グループ(当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。))の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に定義する株券等保有割合をいう。)が50%超となった場合をいう。</p> <p>(3) 本欄に定める償還すべき日(本欄第(2)項 号及び 号の規定により本社債を繰上償還する日を含み、以下、「償還期日」という。)が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(4) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。当社は本新株予約権付社債を買い入れた場合、直ちに本社債を消却するものとし、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権は消滅する。また当該本新株予約権付社債についての本社債又は当該本新株予約権付社債に付された本新株予約権の一方のみを消却することはできない。</p>
募集の方法	第三者割当の方法によりエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社に全額を割り当てます。
申込証拠金	該当事項はありません。
申込期間	平成24年12月1日から平成24年12月2日
申込取扱場所	株式会社梅の花 管理本部
払込期日	平成24年12月3日
振替機関	該当事項はありません。
担保	本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	<p>(1) 担保提供制限 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で発行する他の新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。</p> <p>(2) 担保付社債への切替 当社は、社債権者集会の承認を得た上で、いつでも本新株予約権付社債権保全のために担保付社債信託法に基づき担保権を設定することができる。 当社が本欄(1)項又は(2)項 号により本新株予約権付社債のために担保権を設定する場合は、当社は、直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。</p> <p>(3) 担保提供制限に係る特約の解除 当社が、本欄(1)項又は(2)項 号により本新株予約権付社債のために担保権を設定した場合は、以後、同(1)項は適用されない。</p>
財務上の特約(その他の条項)	該当事項はありません。

< 中略 >

（本新株予約権付社債に関する事項）

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 当社は単元株制度を採用しておりません。
< 中略 >	
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合は、当該組織再編行為を原因とする本社債の繰上償還を行う場合を除き、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「承継会社等」という。）の新株予約権で、本号に定める内容のもの（以下、「承継新株予約権」という。）を交付する。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債についての社債に係る債務は承継会社等に承継され（承継会社等に承継された本社債を、以下、「承継社債」という。）、本新株予約権の新株予約権者は、承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。ただし、吸収分割又は新設分割を行う場合は、その効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して当該本新株予約権に代えて承継会社等の承継新株予約権を交付し、承継会社等が本社債についての社債に係る債務を承継する旨を、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する承継会社等の承継新株予約権の数 組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本社債の社債権者が保有する本社債に係る本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 承継新株予約権の目的たる承継会社等の株式の種類 承継会社等の普通株式とする。</p> <p>(3) 承継新株予約権の目的たる承継会社等の株式の数 行使請求に係る承継新株予約権が付された承継社債の額面金額の合計額を本号に定める転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>(4) 承継新株予約権付社債の転換価額 承継新株予約権付社債（承継新株予約権を承継社債に付したものをいう。）の転換価額は、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに受領できるように定めるものとする。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権の転換価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄(3)の転換価額の調整に準じた調整を行う。</p> <p>< 後略 ></p>

（注）1～7（略）

8 当社は、平成24年11月14日開催の取締役会決議により、平成25年4月1日付で1株を100株に分割するとともに単元株制度を採用いたします。

3【新規発行による手取金の使途】

(2)【手取金の使途】

(訂正前)

具体的な使途及び支出予定時期につきましては、以下のとおりであります。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
設備投資費用 (LED照明、焼売成形機 他)	330	平成24年12月
店舗出店費用	<u>1,197</u>	平成24年12月～平成26年3月
借入金返済	700	平成24年12月
合計	<u>2,227</u>	

調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

(訂正後)

具体的な使途及び支出予定時期につきましては、以下のとおりであります。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
設備投資費用 (LED照明、焼売成形機 他)	330	平成24年12月
店舗出店費用	<u>1,196</u>	平成24年12月～平成26年3月
借入金返済	700	平成24年12月
合計	<u>2,226</u>	

調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

(訂正前)

当社は、本新株予約権付社債発行の他、資本・業務提携の一環として、平成24年11月14日開催の取締役会において、第三者割当による新株式（以下、「本株式」という。）の発行を決議しております。本株式の発行の概要は以下のとおりであります。詳細につきましては、当社が平成24年11月14日に提出した本株式に係る有価証券届出書をご参照ください。

(1) 募集株式の種類及び数	普通株式 3,745株
(2) 払込金額	1株につき170,000円
(3) 払込金額の総額	636,650,000円
(4) 資本組入額	1株につき85,000円
(5) 資本組入額の総額	318,325,000円
(6) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法によりエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社に全額を割り当てます。
(7) 申込期間	平成24年12月1日から平成24年12月2日
(8) 払込期日	平成24年12月3日
(9) 割当先及び割当て株数	エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 3,745個

(訂正後)

当社は、本新株予約権付社債発行の他、資本・業務提携の一環として、平成24年11月14日開催の取締役会において、第三者割当による新株式（以下、「本株式」という。）の発行を決議しております。本株式の発行の概要は以下のとおりであります。詳細につきましては、当社が平成24年11月14日に提出した本株式に係る有価証券届出書及び平成24年11月16日に提出した当該有価証券届出書の訂正届出書をご参照ください。

(1) 募集株式の種類及び数	普通株式 3,745株
(2) 払込金額	1株につき170,000円
(3) 払込金額の総額	636,650,000円
(4) 資本組入額	1株につき85,000円
(5) 資本組入額の総額	318,325,000円
(6) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法によりエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社に全額を割り当てます。
(7) 申込期間	平成24年12月1日から平成24年12月2日
(8) 払込期日	平成24年12月3日
(9) 割当先及び割当て株数	エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 3,745個

第3【第三者割当の場合の特記事項】

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

(訂正前)

当社は、本転換社債型新株予約権付社債の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため独立した第三者機関であるグラントソントン・マスタートラスト株式会社（以下、「グラントソントン・マスタートラスト」という。）に本転換社債型新株予約権付社債の価値算定を依頼した上で、本転換社債型新株予約権付社債の価値算定評価書（以下、「社債評価書」という。）を受領いたしました。グラントソントン・マスタートラストは、一定の前提（本転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権の条件、当社株式の株価**円、転換価額165,000円、その他ボラティリティ、無リスク利子率、借入利率等）の下、一般的な株式オプション価格算定モデルであるモンテカルロシミュレーションを用いて本転換社債型新株予約権付社債の公正価値を算定しております。

(訂正後)

当社は、本転換社債型新株予約権付社債の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため独立した第三者機関であるグラントソントン・マスタートラスト株式会社（以下、「グラントソントン・マスタートラスト」という。）に本転換社債型新株予約権付社債の価値算定を依頼した上で、本転換社債型新株予約権付社債の価値算定評価書（以下、「社債評価書」という。）を受領いたしました。グラントソントン・マスタートラストは、一定の前提（本転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権の条件、当社株式の株価173,300円、転換価額165,000円、その他ボラティリティ、無リスク利子率、借入利率等）の下、一般的な株式オプション価格算定モデルであるモンテカルロシミュレーションを用いて本転換社債型新株予約権付社債の公正価値を算定しております。

< 中略 >

5【第三者割当後の大株主の状況】

(訂正前)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
梅野企画	福岡県久留米市榑原町71-7	12,021	17.22%	12,021	14.40%
梅野重俊	福岡県久留米市	5,992	8.59%	5,992	7.18%
梅野久美恵	福岡県久留米市	3,776	5.41%	3,776	4.52%
エイチ・ツー・オー ティリング株式会社	大阪府大阪市北区角田町8-7			13,695	16.40%
トーホーフードサービス	兵庫県神戸市東灘区向洋町西 5丁目-9	1,280	1.83%	1,280	1.53%
西日本シティ銀行	福岡県福岡市博多区博多駅前 3丁目-1-1	960	1.38%	960	1.15%
麒麟麦酒株式会社	東京都中央区新川2丁目10-1	800	1.15%	800	0.96%
梅の花社員持株会	福岡県久留米市天神町146	698	1.00%	698	0.84%
三井住友海上火災保険株 式会社	東京都中央区新川2丁目27-2	468	0.67%	468	0.56%
株式会社三菱東京UFJ 銀行	東京都千代田区丸の内2丁目 7-1	456	0.65%	456	0.55%
住友生命保険相互会社	東京都中央区晴海1丁目8-11	288	0.41%	288	0.34%
計		26,739	38.31%	<u>40,442</u>	48.43%

(注) 1～2(略)

(参考)平成24年11月14日開催の取締役会において第三者割当増資と同時に決議された新株予約権付社債の行使により発行される新株式反映後

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数 (株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社	大阪府大阪市北区角田町8-7			17,440	19.99%
梅野企画	福岡県久留米市櫛原町71-7	12,021	17.22%	12,021	13.78%
梅野重俊	福岡県久留米市	5,992	8.59%	5,992	6.87%
梅野久美恵	福岡県久留米市	3,776	5.41%	3,776	4.33%
トーホーフードサービス	兵庫県神戸市東灘区向洋町西5丁目-9	1,280	1.83%	1,280	1.47%
西日本シティ銀行	福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目-1-1	960	1.38%	960	1.10%
麒麟麦酒株式会社	東京都中央区新川2丁目10-1	800	1.15%	800	0.92%
梅の花社員持株会	福岡県久留米市天神町146	698	1.00%	698	0.80%
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川2丁目27-2	468	0.67%	468	0.54%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	456	0.65%	456	0.52%
住友生命保険相互会社	東京都中央区晴海1丁目8-11	288	0.41%	288	0.33%
計		26,739	38.31%	44,187	50.64%

(訂正後)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
梅野企画	福岡県久留米市櫛原町71-7	12,021	17.22%	12,021	14.40%
梅野重俊	福岡県久留米市	5,992	8.59%	5,992	7.18%
梅野久美恵	福岡県久留米市	3,776	5.41%	3,776	4.52%
エイチ・ツー・オー リ テイリング株式会社	大阪府大阪市北区角田町8-7			13,695	16.40%
トーホーフードサービス	兵庫県神戸市東灘区向洋町西 5丁目-9	1,280	1.83%	1,280	1.53%
西日本シティ銀行	福岡県福岡市博多区博多駅前 3丁目-1-1	960	1.38%	960	1.15%
麒麟麦酒株式会社	東京都中央区新川2丁目10-1	800	1.15%	800	0.96%
梅の花社員持株会	福岡県久留米市天神町146	698	1.00%	698	0.84%
三井住友海上火災保険株 式会社	東京都中央区新川2丁目27-2	468	0.67%	468	0.56%
株式会社三菱東京UFJ 銀行	東京都千代田区丸の内2丁目 7-1	456	0.65%	456	0.55%
住友生命保険相互会社	東京都中央区晴海1丁目8-11	288	0.41%	288	0.34%
計		26,739	38.31%	40,434	48.43%

(注) 1～2(略)

(参考)平成24年11月14日開催の取締役会において第三者割当増資と同時に決議された新株予約権付社債の行使により発行される新株式反映後

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数 (株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社	大阪府大阪市北区角田町8-7			17,440	19.99%
梅野企画	福岡県久留米市櫛原町71-7	12,021	17.22%	12,021	13.78%
梅野重俊	福岡県久留米市	5,992	8.59%	5,992	6.87%
梅野久美恵	福岡県久留米市	3,776	5.41%	3,776	4.33%
トーホーフードサービス	兵庫県神戸市東灘区向洋町西5丁目-9	1,280	1.83%	1,280	1.47%
西日本シティ銀行	福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目-1-1	960	1.38%	960	1.10%
麒麟麦酒株式会社	東京都中央区新川2丁目10-1	800	1.15%	800	0.92%
梅の花社員持株会	福岡県久留米市天神町146	698	1.00%	698	0.80%
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川2丁目27-2	468	0.67%	468	0.54%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	456	0.65%	456	0.52%
住友生命保険相互会社	東京都中央区晴海1丁目8-11	288	0.41%	288	0.33%
計		26,739	38.31%	44,179	50.64%